

第 12 回 災害対策本部員会議

月日 令和元年 10 月 25 日(金)

9 時 00 分

場所 県庁 3F 第一応接室

次 第

- 1 被害及び対応状況について
- 2 各部局及び関係機関の対応状況等について
- 3 今後の対応方針
- 4 その他

令和元年10月12日(土)からの台風第19号災害に伴う対応状況

令和元年10月25日(金)6時00分現在
岩手県総務部総合防災室 防災危機管理担当
電話 019(629)5155

令和元年10月12日(土)9時00分に台風第19号接近に伴い、岩手県災害警戒本部を設置し、12日(土)18時00分に岩手県災害対策本部に移行し対応しています。

10月25日(金)6時00分現在、9地方支部、3市2町3村に災害対策本部が設置され、その対応状況については、次のとおりです。(下線部は、前回からの変更点)

1 気象概況

- (1) 今日(25日)は、昼過ぎから雨となり今夜から26日明け方まで、沿岸を中心に雷を伴い激しく降る所がある。
- (2) 土砂災害、河川の増水や氾濫、低い土地の浸水に警戒。海上では高波に警戒。
- (3) 25日夜遅くから明日(26日)明け方にかけての早期注意情報(警報級の可能性)大雨「高」。26日の波浪「高」。

※詳細は別添資料のとおり P10 参照

2 国の対応

(1) 官邸の対応

ア 本部等設置

令和元年10月8日(火)13時00分 情報連絡室設置

令和元年10月12日(土)15時30分 情報連絡室を官邸対策室に改組

令和元年10月13日(日)9時30分 非常災害対策本部設置

イ 法令等の適用

- a 令和元年10月13日(日)県内14市町村に災害救助法の適用が決定(10月12日付)
- b 令和元年10月18日(金)特定非常災害に指定

適用すべき措置の内容

- ・ 行政上の権利利益に係る満了日の延長
例：運転免許証
 - ・ 期限内に履行されなかった義務に係る免責
例：薬局の休廃止等の届出義務
 - ・ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例
 - ・ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置
 - ・ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置
 - ・ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置
 - ・ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置
- c 令和元年10月18日(金)激甚災害の指定見込みの公表
地域を限定しない「本激」として、
 - ・ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等を適用する見込み。

d 令和元年10月21日(月) 激甚災害の指定見込み(追加指定)の公表

地域を限定しない「本激」として

- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

を追加で適用する見込み

(2) **消防庁の対応**

令和元年10月8日(火) 13時00分 災害対策室設置

(3) **国の方針**

10月13日(日) 16:30 非常災害対策本部会議

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 電気、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- 5 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- 6 プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 7 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。

3 被害等の状況

(1) **人的被害**

ア 死者2名

- ・田野畑村村道走行中に道中の穴に落下、71歳男性
- ・宮古市築地付近で土砂崩れによるもの、59歳男性(当初消防の受付時、意識レベルは1桁、病院受入時は重傷、治療の甲斐なく亡くなったもの)

イ 重傷5名

- ・盛岡市内で新聞配達員が右大腿骨頸部骨折、岩手県立中央病院へ搬送)
- ・釜石市片岸町 土砂崩れによる肋骨等骨折、岩手医科大学附属病院へ搬送(13日(日)1:33)
- ・釜石市鶴住居町第23地割内で道路陥没、車両1台が突入し、2名が重傷(13日(日)21:00ごろ、岩手県立釜石病院に搬送)
- ・大船渡市三陸町吉浜 13日午前3時、自宅の様子を見に行こうとして転倒し股関節骨折、岩手県立大船渡病院に搬送)

ウ 軽傷3名

- ・釜石市平田第51地割国道45号で土砂に車が突入し運転手が首の痛み、救急搬送不要(13日(日)0:30)
- ・釜石市鶴住居町第23地割内で道路陥没、1名が軽傷(13日(日)21:00ごろ)

- ・山田町船越 平屋建ての自宅内で要救助者、県立宮古病院に搬送（低体温症）（13日（日）7:38）

(2) 交通アクセス等不十分地域の状況

4地区 55世帯 167名

ア 宮古市重茂仲組地区 18世帯 46名

給水支援実施中、陸路（徒歩）でのアクセス可能であることから、食料等空輸の予定はなし

イ 宮古市重茂追切（おいきり）地区 20世帯 65名

給水支援実施中、陸路（徒歩）でのアクセス可能であることから、食料等空輸の予定はなし

ウ 宮古市千鶏地区の一部 12世帯 34名

給水支援実施中、陸路（徒歩）でのアクセス可能であることから、食料等空輸の予定はなし

エ 宮古市石浜地区の一部 5世帯 22名

給水支援実施中、陸路（徒歩）でのアクセス可能であることから、食料等空輸の予定はなし

(3) 物的被害（詳細は別添市町村別一覧のとおり）P11 参照

ア 住家被害

全壊 19棟

半壊 328棟

一部破損 724棟

床上浸水 399棟

床下浸水 815棟

イ 非住家被害（半壊以上）

公共建物 20棟

その他 387棟

ウ 宮古市（10月25日現在）住家・非住家の計であり上記の外数 調査率 80%

全壊 25棟

半壊 343棟

一部破損 202棟

※ 詳細は調査中であり、今後、数値が増減する可能性がある。

(4) 道路被害

ア 三陸道通行止め

a 普代ICの出入りが不可→20日（日）12時に解除

b 釜石唐丹ICの出口（大船渡市方面）が不可（入口（宮古市方面）は可能）

→24日（木）16時に解除

c 吉浜ICの入口（釜石市方面）が斜面倒木等処理のため通行不可（入口（三陸IC方面）は可能）

10月24日（木）～25日（金） 8時30分～17時30分の間（緊急車両含む）

イ 国道45号（国管理）通行規制

a 宮古市崎山地内 10月21日（月）6時解除

b 宮古市崎山第5地割及び第6地割 10月31日（木）一車線通行規制解除予定

c 宮古市田老地区の約10km区間（3地点一車線通行規制）

→田老摂待 10月22日（火）17:00 規制解除

田老重津部及び岩瀬張 10月31日（木）17:00 規制解除予定

d 普代村第12地割（全面通行止め、緊急車両のみ通行可）→20日（日）12時に解除

ウ 県管理全面通行止め（詳細は別添のとおり）P12 参照

8路線9箇所

(5) 鉄道関係

ア JR八戸線 階上～久慈駅間は運転見合わせ（10/16から代行バスを運行）

イ 三陸鉄道

a 線路被害発生件数

- ・ 線路被害件数は77箇所、電力信号通信被害は16箇所

b 現在の列車運行について

- ・ 盛～釜石間は15日始発から通常運転
- ・ 宮古～田老間は10/15から一部減便したうえで運行を開始
- ・ 釜石～宮古間と田老～久慈間は、引き続き被害状況を調査中

c 代行輸送計画について

釜石～宮古間と田老～久慈間は、10/15から代行バスを運行

d 今後の復旧見込みについて

復旧工事を進めながら、田老～田野畑間、津軽石～宮古間から運転を再開していく予定。全面復旧には相当期間かかる見込み

(6) ライフライン

- ・ 断水 549戸
- 宮古市 549戸

4 県、市町村の対応（災害警戒本部等の設置、廃止状況）

(1) 現地視察

- ア 知事、副知事：10月14日（月）、普代村、釜石市、宮古市、山田町
- イ 副知事：10月19日（土）、沿岸南部 10月23日（水）、沿岸北部

(2) 要望活動

知事が関係市町村とともに、10月23日（水）に内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省に対し、マンパワー確保、農林水産基盤や公共土木施設の早期復旧、被災者の生活再建支援等について要望を実施した。

(3) 県（本部、9地方支部）

| 本部、地方支部 | 設置時刻 | 廃止時刻 | 備考 |
|---------|--------------|------|-----------------------|
| 県本部 | 10月12日 09:00 | | 10/12 18:00 災害対策本部へ移行 |
| 盛岡地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 花巻地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 奥州地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 一関地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 大船渡地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 釜石地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 宮古地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 久慈地方支部 | 10月12日 09:00 | | |
| 二戸地方支部 | 10月12日 09:00 | | |

(4) 市町村（3市2町3村）

| 市町村 | 設置時刻 | 廃止時刻 | 備考 |
|-----|--------------|------|------------------------------------|
| 釜石市 | 10月12日 13:00 | | 災害対策本部 10/20 15:00 自衛隊の災害派遣撤収要請 |
| 宮古市 | 10月12日 12:00 | | 10/12 15:00 災害対策本部へ移行 |
| 山田町 | 10月12日 12:00 | | 10/14 0:14 災害対策本部へ移行 |

| 市町村 | 設置時刻 | 廃止時刻 | 備考 |
|---------|--------------|--------------|---|
| | | | 10/20 19:00 陸上自衛隊の災害派遣撤収要請 |
| 岩 泉 町 | 10月12日 12:00 | 10月21日 17:00 | 10/12 14:30 災害対策本部へ移行 |
| 田 野 畑 村 | 10月12日 08:48 | | 10/12 20:00 災害対策本部へ移行 10/20 17:00 自衛隊の災害派遣撤収要請 |
| 久 慈 市 | 10月11日 17:00 | | 10/12 9:00 災害対策本部へ移行 10/19 15:00 自衛隊の災害派遣撤収要請 |
| 普 代 村 | 10月12日 11:00 | | 10/12 15:00 災害対策本部へ移行 10/19 17:00 自衛隊の災害派遣撤収要請 |
| 洋 野 町 | 10月12日 09:00 | | 10/12 16:00 災害対策本部へ移行 |
| 野 田 村 | 10月12日 10:00 | | 10/12 13:00 災害対策本部へ移行 |

5 避難状況等

| 市町村 | 発令中の避難勧告等 | 対象者数 | 避難所数 | 避難者数 |
|-------|-----------|------|------|------|
| 宮 古 市 | | 0 | 1 | 3 |
| 久 慈 市 | | 0 | 1 | 6 |
| 普 代 村 | | 0 | 1 | 3 |
| 計 | | 0 | 3 | 12 |

6 救援物資（詳細は別添のとおり） P13 参照

(1) 要請

- ア 久慈市、普代村、田野畑村から支援要請があり、協定等により対応した。
- イ 久慈市、宮古市に政府（経産省）から給水ポリ袋のプッシュ支援が実施された。

(2) 申し出

11の機関・団体から支援の申し出があった。

7 被災市町村への人的支援

- (1) 被災市町村に対し人的支援の要請の有無を確認中（山田町から土木職5名、田野畑村から土木職5名及び応急危険度判定要員、普代村から土木職3名からの要望あり）

→（山田町）10/24（木）現在、土木職2名（花巻市）の派遣が調整済み。残り3名の派遣は、現在調整中

（田野畑村）10/24（木）に1チーム（3名）の被災宅地危険度判定士（都市計画課職員）を派遣し、9宅地の調査を実施。同日調査を終了

土木職の派遣は、現在調整中

（普代村）土木職の派遣は、現在調整中

細部は政策地域部及び県土整備部資料による。（P18及びP28参照）

- (2) 県沿岸広域振興局、県北広域振興局から災害証明交付事務要員の支援を実施している。

細部は別添資料による。（P14参照）

- (3) その他、県沿岸広域振興局、県北広域振興局から農林、畜産、土木関係の支援を実施している。

細部は別途提示。

8 災害対応における主要な課題の進捗状況と対応

全庁で災害対応に取り組む中、特に緊急度の高い「現地へのアクセス」、「断水」、「罹災証明」（被害把握を兼ねる）、「災害廃棄物」、「環境衛生対策（消毒・害虫等）」、「仮設住宅」及び「災害ボランティア」の特定課題について、国・市町村等関係機関との連携を確認しながら解消し、早期の復旧・復興に移行していく。

細部は別添資料による。（P14 参照）

9 関係機関の状況

(1) 25日（金）の活動

ア 陸上自衛隊

入浴支援、人員輸送

イ 国土交通省

- ・宮古市にテックフォース（緊急災害対策派遣隊）出動（各市町村各1班（各班4名、大槌町のみ2班）、合計4名）
- ・10月19日（土）釜石市長に対し調査結果の報告
- ・10月21日（月）山田町長に対し調査結果の報告
- ・10月22日（火）久慈市長に対し調査結果の報告
- ・10月23日（水）大槌町長に対し調査結果の報告
- ・10月24日（木）田野畑村長に対し調査結果の報告
- ・10月24日（木）普代村長に対し調査結果の報告



大槌町長への報告



田野畑村での調査



普代村での調査

(2) 県内リエゾン配置状況

| 機関 | 人数 | 人数内訳 | |
|---------|----|------|-----|
| | | 県庁 | 市町村 |
| 統合幕僚監部 | 2 | 2 | |
| 陸上自衛隊 | 6 | 3 | 3 |
| 航空自衛隊 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 1 | 1 | |
| 東北地方整備局 | 4 | 2 | 2 |
| 盛岡地方気象台 | 0 | 0 | |
| 合計 | 13 | 8 | 5 |

(3) 県内活動部隊の状況

| 機関 | 人数 | 市町村 | 支援内容 |
|-------|----|----------------------|--|
| 陸上自衛隊 | 38 | 宮古市 | 入浴（重茂中学校、石浜公園）、人員輸送 |
| 国土交通省 | 4 | 宮古市、大槌町、 田野畑村、普代村 | 被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援 |
| 合計 | 42 | | |



千鶏地区の災害廃棄物撤去



石浜公園の入浴施設

10 他県への応援

応援本部は設置せず、他県からの個別のニーズに対応していく。

(1) DMAT

ア 宮城県

15日（火）から17日（木）まで4チームが活動

18日（金）から3チームが活動開始予定

→17日（木）に宮城県及び厚生労働省DAMT事務局から、現在の支援チームで対応が可能な見込み、追加派遣要請取消との連絡があったことから派遣中止。

イ 福島県

15日（火）から17日（木）までロジスティックチームが活動

(2) 緊急消防援助隊

丸森町での活動後に故障し仙台空港で修理中であった県防災ヘリ「ひめかみ（代替機）」は、17日

(木) 午後、整備を完了し 18 時 7 分に花巻空港に帰着、18 日 (金) 10 時 30 分に緊急消防援助隊派遣任務解除。

(3) 岩手県警察災害派遣隊

ア 広域警察航空隊 (県警ヘリ「いわて」) を 15 日 (火) 13 時、宮城県に特別派遣 (20 日 (日) 15 時 30 分に任務解除、17 時に帰投)

イ 特別自動車警ら部隊を 16 日 (水) 10 時、福島県に特別派遣 (11 月 3 日 (日) に任務解除予定)

ウ 特別生活安全部隊 (女性警察官) を 17 日 (木) 10 時、宮城県に特別派遣 (26 日 (土) に任務解除予定)

11 北海道・東北8道県の状況

(1) 死者、行方不明者 (10 月 24 日 (木) 18 時現在)

| 県 | 死者 | 行方不明者 |
|-----|----|-------|
| 宮城県 | 19 | 2 |
| 福島県 | 29 | 1 |

(2) 物的被害 (住家) (10 月 24 日 (木) 18 時現在)

| 県 | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 床下浸水 |
|-----|----|-----|------|-------|--------|
| 宮城県 | 1 | 149 | 171 | 2,557 | 11,977 |
| 福島県 | 16 | 486 | 309 | 8,584 | 1,285 |

(3) 避難状況等 (10 月 24 日 (木) 18 時現在)

| 県 | 発令中の避難勧告等 | 対象者数 | 避難所数 | 避難者数 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| 宮城県 | 避難指示 (緊急) | 9 | 15 | 641 |
| 福島県 | | 0 | 52 | 1,606 |

(4) 総括支援チーム派遣、対口支援

| 派遣・支接受 | | 総括支援チーム派遣元 | 対口支援元 |
|--------|------|------------|-------------|
| 宮城県 | 丸森町 | | 北海道 |
| | 角田市 | | 青森県、山形県、秋田県 |
| | 石巻市 | | 札幌市 |
| 福島県 | いわき市 | | 新潟市 |
| | 伊達市 | 京都府 | 京都府 |
| | 郡山市 | 新潟県 | 新潟県 |
| | 南相馬市 | 神戸市 | 神戸市 |
| | 本宮市 | | 香川県、愛媛県、高知県 |
| | 須賀川市 | | 大阪市 |
| | 相馬市 | | 広島市 |
| | 石川町 | 堺市 | |

12 その他お知らせ

(1) 10 月 15 日 (火)、東北運輸局岩手運輸支局より、下記の地域に使用の本抛の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長 (10 月 15 日から 10 月 28 日までのものは 10 月 29 日をもって満了) する旨の連絡あり。

(2) 10 月 15 日 (火)、東北電力より、災害救助法が適用された市町村の被災者から申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を講ずる旨の連絡あり。

(3) 10 月 16 日 (水)、地方職員共済組合は、総務省からの要請を受け、被災者の宿泊施設への受入れ支

援の実施を決定。本県の宿泊施設2施設（エスポワールいわて及び清温荘）においても、本日から宿泊料を無料とする受入れ支援を実施（現時点では利用者待ち）

- (4) 県では、台風第19号で被災を受けた住宅が再建等を行うまでの一時的な滞在場所として、県営住宅等を無償で提供。台風第19号に係る罹災証明書の交付を受けられる方が対象。提供戸数23戸（盛岡地区10戸、花巻地区4戸、北上地区6戸、一関地区1戸、大船渡地区1戸、釜石地区1戸）。提供期間は使用開始から1年間。
- (5) 10月17日（木）、日本司法書士会連合会は、台風第19号の被災者の方々への支援として、新たにフリーダイヤル（0120-31519）を開設し、被災者が抱える法律問題の解決に向けた相談活動を実施。
- (6) 10月21日（月）仮設住宅入居基準の緩和再周知に係る政府の通知
- (7) 10月18日（金）、東北運輸局岩手運輸支局より、限定自動車検査証の有効期間を伸長する旨の連絡あり。
- (8) 10月21日（月）から当面の間、野田村において、主に高校生の通学手段を確保するため、概ね午後8時台に、陸中野田駅一久慈駅間の村営臨時バスを1往復運行
- (9) 10月23日（水）、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理の対象拡充（内閣府告示）
新たに対象となるのは、一部損壊の被害を受けた住宅のうち、損害割合が10%以上20%未満の住宅であり、上限は30万円以内。

13 次回以降の会議

- (1) 10月28日（月）議会終了1時間後から
- (2) 10月30日（水）9時から
- (3) 11月2日（土）書面報告
- (4) 11月5日（火）9時から
- (5) 11月8日（金）9時から
- (6) 11月11日（月）9時から